

近江八幡市学校教育情報化推進計画



近江八幡市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

令和4年4月

近江八幡市教育委員会

目 次

策定にあたって	・・・ 1
1 策定の趣旨	・・・ 1
2 計画の位置付け	・・・ 1
3 計画の期間	・・・ 1
第1章 現状と課題	・・・ 3
1 世界の現状	・・・ 3
2 国の動向	・・・ 4
3 滋賀県の動向	・・・ 5
4 本市における学校 I C T 環境の現状	・・・ 6
5 学校 I C T 教育における現状と課題	・・・ 9
第2章 基本方針と施策	・・・ 19
1 本市における教育の情報化の目指す方向性	・・・ 19
2 本市の基本方針	・・・ 20
基本方針1 児童生徒の情報活用能力の育成	・・・ 21
基本方針2 I C T を効果的に活用した学びの充実	・・・ 24
基本方針3 I C T の活用による教育の更なる充実	・・・ 27
基本方針4 I C T 環境の維持と安全安心な運用	・・・ 29
3 本計画の目指すべき姿	・・・ 31
第3章 I C T を活用した学習場面及び授業例	・・・ 32
第4章 計画の進捗管理	・・・ 33
別表 情報活用能力の体系表例	・・・ 34
用語の説明	・・・ 35

策定にあたって

1 策定の趣旨

近江八幡市教育委員会は、「近江八幡市小中学校 I C T 教育・整備方針」を策定し、平成 29 年度から令和 3 年度の 5 年に渡り、段階的に I C T 機器の整備を進めてきた。

併せて、「近江八幡市小中学校 I C T 教育推進プラン」を策定し、国や滋賀県の動向も勘案し、タブレット P C 研究校を定め、タブレット P C の活用によりその成果や課題を検証しながら I C T 教育の推進を図ってきた。

現在の「近江八幡市小中学校 I C T 教育・整備方針」が、令和 3 年度に期間満了を迎えることに加え、令和 2 年度において G I G A スクール構想の実現に向けた児童生徒 1 人 1 台端末（以下「タブレット端末」という。）の整備を行った。

社会の在り方そのものが劇的に変わる「Society5.0」時代^{※1}の到来が予想される中、改訂された学習指導要領においても、教育の情報化に関わる内容の一層の充実が図られたことを受け、これまでの取組の成果と課題を分析し、国及び県の動向も勘案して、次期の指針となる「近江八幡市学校教育情報化推進計画（以下「推進計画」という。）」を策定する。

2 計画の位置付け

「推進計画」は、学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第 47 号）第 9 条第 2 項に定める市町村学校教育情報化推進計画として策定する。

「推進計画」は、「近江八幡市教育大綱」や「近江八幡市教育振興基本計画」などに示された、本市が目指す子どもの姿を実現するための、教育における I C T に係る情報化分野の推進計画とする。また、近江八幡市教育大綱をはじめ、文部科学省が示す学習指導要領や学校における働き方改革、教育情報セキュリティポリシーガイドライン等の内容との整合性も図ることとする。そして、本市における S D G s 達成に向けて、本市の子どもたちが持続可能な社会の創り手となることができるよう、教育の観点からアプローチしていくための計画でもある。

3 計画の期間

「推進計画」の期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とする。ただし、情報化や技術革新が急速に進行しているため、必要に応じて適宜見直しを行った上で計画を推進する。

計画／年度	2022 令和4	2023 令和5	2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8
近江八幡市学校教育 情報化推進計画	令和4(2022)年度 ～ 令和8(2026)年度				
		適宜見直し			

第1章 現状と課題

1 世界の現状

(1) ICT先進国

国や自治体による端末等の整備から、BYOD^{※2}の導入やICTインフラ整備、コンテンツの充実化へ注力している。

(2)その他の先進国

日本と同様に教育情報化への取組を推進している。

	国	主な取組と方向性	
ICT先進国	シンガポール (人口：570万人)	・1997年から「ICT教育マスタープラン」に基づき、国が端末やネットワーク等整備。 ・2009年のマスタープランⅢにより電子教科書等ソフトの普及、教員育成等展開。BYODを導入する学校も増加。 ・現在は、EdTechプランにより教師の専門的な資質向上に力を入れている。	
	フィンランド (人口：552万人)	・1995年から国が自治体のICT環境整備等のプロジェクトに対して補助。分権化により自治体が環境整備推進。初中段階は教育の無償提供の原則により無償。高校段階はBYOD普及。現在、デジタル教材流通を担うクラウド（EduCloud）構築と展開を推進。	
	エストニア (人口：133万人)	・1995年から国主導で整備も、2012年以降はBYODが一般化。現在は2014年の生涯教育戦略に基づき、多様なデジタル機器に対応した個人学習環境の提供を目標に掲げ、BYODを踏まえたICTインフラや研修等の教師への支援を推進。	
	デンマーク (人口：581万人)	・1985年に独法UNI-Cを設立し、以降情報化を推進。2013年に国全体で原則BYODとする方針を決定。 ・現在は、BYODを原則とした1人1台環境を踏まえたインフラ環境やデジタルコンテンツ開発・普及を推進。	
その他先進国	アメリカ (人口：3億2,823万人)	・2000年代から州によって推進。連邦政府はビジョンを示し、各州で中長期計画を定め学区において環境整備。（BYODも実施）2017年に全米でEdTechを推進するマスタープラン「NETP」を策定。 ・現在は、連邦政府がデジタル教材開発やコンテンツの充実を推進。	中学校：2人/台 (2018)
	イギリス (人口：6,683万人)	・2000年代から国主導で端末整備が進められたが、持続的な整備への懸念等によりBYODへ進展。 ・2021年までに支援が必要な学校を特定し、現在ICTインフラ敷設を実施。	小学校：3人/台 (2018)
	ドイツ (人口8,313万人)	・2019年に連邦政府と州が「デジタル化協定」（2020-2024）を締結。 ・2024年まで端末整備・通信インフラ整備に連邦政府が大規模投資を実施。協定後のインフラ等の維持が課題。	小学校：9人/台 高等学校：7人/台 (2018)
	韓国 (人口：5,170万人)	・2000年代から国主導の端末整備を進めるも、運用コスト等がかさみ、BYODによる1人1台環境にシフトする自治体あり。 ・現在は、第6次教育情報化基本計画（2019-2023）により教員の技術的能力強化等を実施。	小学校：3.2人/台 中学校：3人/台 (2019)

(参考) 日本 人口：1億2,580万人（2020） 上記の諸外国人口は2019年

(出典) 文部科学省委託調査 富士通総研調べ（2021）

2 国の動向

(1)「教育の情報化ビジョン」(平成23年4月・文部科学省)

教育の情報化に関する総合的な推進方策。21世紀を生きる子どもたちに求められる力を育む教育を行うには、教育の情報化の推進が重要であるという方針が示された。

<主な観点>

- ・情報活用能力の育成
- ・教科指導におけるICTの活用
- ・校務の情報化

(2)「第2期教育振興基本計画」(平成25年6月・閣議決定)

「自立・協働・創造に向けた一人ひとりの主体的な学びへの変革」を目的として、様々な分野において数値目標が設定され、その一つとして教育情報化についても目標が明確に設定されている。

<国の整備目標>

項目	目標指数
教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	3.6人
コンピュータ教室へのPC設置	40台
普通教室へのPC設置	1台/教室
特別教室へのPC設置	6台/校
タブレットPC	40台/校
電子黒板・実物投影機	1台/教室
超高速インターネット接続率	100%
無線LAN整備率	100%
校務用PC	1台/1人

(3)「教育のIT化に向けた環境整備4カ年計画」(平成26年・文部科学省)

計画期間を平成26年度から平成29年度までの教育の情報化への取り組みに関する計画。第2期教育振興基本計画の目標水準を実現させるために策定された。国全体で単年度1,678億円、4年間で総額6,712億円の地方財政措置が講じられた。

<整備の主な観点>

- ・教育のIT化に向けた環境整備
- ・学習用ソフトウェア
- ・ICT支援員

(4)「教育の情報化加速化プラン」(平成28年7月・文部科学大臣決定)

国・地方公共団体・学校が連携し、それぞれの責任を果たしながら教育の情報化

に取り組めるよう、平成２８年７月に取りまとめられた「２０２０年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」における議論をもとに、平成２８年度から平成３２年度までのおおむね５年間を対象として、今後の対応方針が示された。

<主な方針>

- ・ ２０２０年代の「次世代の学校・地域」におけるＩＣＴ活用ビジョン等の提示
- ・ 授業・学習面でのＩＣＴの活用
- ・ 校務面でのＩＣＴの活用
- ・ 授業・学習面と校務面の両面でのＩＣＴの活用
- ・ 教員の指導力の向上や地方公共団体・学校における推進体制
- ・ ＩＣＴによる学校・地域連携

(5)「学習指導要領」の改訂（平成２９・３０・３１年改訂）

改訂された学習指導要領において初めて「情報活用能力（プログラミング教育を含む。）」が学習の基盤となる資質・能力と位置付けられ、その育成のために必要なＩＣＴ環境を整え、それらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとされており、情報教育や教科等の指導におけるＩＣＴ活用など、教育の情報化に関わる内容の一層の充実が図られた。

(6)「教育の情報化に関する手引」の改訂（令和元年１２月・文部科学省）

改訂された学習指導要領の下で教育の情報化が一層進展するよう、学校・教育委員会が実際に取組を行う際に参考となる「手引」が作成された。

<手引きの概要>

- ・ 情報活用能力の育成とプログラミング教育の推進
- ・ 教科等の指導におけるＩＣＴの活用
- ・ 校務の情報化の推進
- ・ 教師に求められるＩＣＴ活用指導力等の向上
- ・ 学校におけるＩＣＴ環境整備
- ・ 学校及びその設置者等における教育の情報化に関する推進体制
- ・ 特別支援教育における教育の情報化

3 滋賀県の動向

滋賀県は、ＩＣＴを利活用した授業の推進として、平成２８年度からＩＣＴ活用推進モデル事業が実施され、本市からは平成２８年度に武佐小学校、平成２９年度に桐原東小学校が実践研究校に選定された。本事業では、児童生徒の学ぶ力を育成する目的のもと、ＩＣＴ機器環境を活用した学習指導についての実践的研究を行い、年に１回、公開授業研究会を開催して、その成果等を対外的に発信した。

- (1) 武佐小学校 研究主題「自分の思いや考えを持ち表現でき、相手の思いを受け止められる子どもの育成」～アクティブ・ラーニングの視点からICTを活用した学習指導の在り方～
- (2) 桐原東小学校 研究主題「主体的に学び合い、生き生きと活動する児童の育成」～効果的なICT活用を通して～

また、同様に平成28年度から、人口減少が進む地域の小規模校に対する特色ある学校づくり支援事業を実施し、そこに本市の沖島小学校が研究指定校に選ばれ、ICTを活用した基礎学力を保障する指導方法の開発、教員に対する効果的な研修などについて研究を重ねてきた。

さらに、児童生徒が情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいけるようにするために必要な情報活用能力「学習の基盤となる資質・能力」の育成のため、児童生徒がICTを活用して、個別最適な学びや協働的な学びの充実を図るとともに、教員がICTを効果的に活用して指導できるよう、令和2年度には「ICT活用ガイドブック」が作成された。

4 本市における学校ICT環境の現状

「近江八幡市小中学校ICT教育・整備方針」を策定し、「生きる力育みプランを実現するためのICT」、「シンプルなツールとしてのICT」、「いつでも・どこでも・誰でも活用できるICT」、「学校間・校種間の連携ツールとしてのICT」の4つの整備方針に基づき、平成29年度から令和3年度の5年に渡り、段階的にICT機器の整備を進めてきた。

また、令和2年度においてはGIGAスクール構想の実現に向けたICT環境の充実のため、タブレット端末とともに大型提示装置の整備などを行った。

特別支援教室においても、タブレット端末とともに中型提示装置を各教室に整備し、インクルーシブ教育^{※3}のための環境整備を行った。

(1) 整備状況

年度	対象	整備内容
平成29年度	小中学校	校務用PC・パソコン教室用PC
平成30年度	小中学校	拡大機・校務支援システム 校内NW整備・無線LAN環境整備
	小学校（桐原東）	図書システム
平成31（令和元）年度	小中学校	大型・中型提示装置・実物投影機
	小学校	デジタル教科書

令和2年度	小中学校	校内NW整備 タブレット端末 ・小学校（iPad）・中学校（ChromeBook） モバイルWi-Fiルーター 実物投影機（小）・大型・中型提示装置 音声文字変換システム・ヘッドセット
	小中学校	図書システム（桐原東小学校を除く。）
	中学校	デジタル教科書 PC教室 ・デスクトップPC・ドローン ・ドローン用iPad・3Dプリンター ・プロジェクター・ソフトウェア

(2) 現状

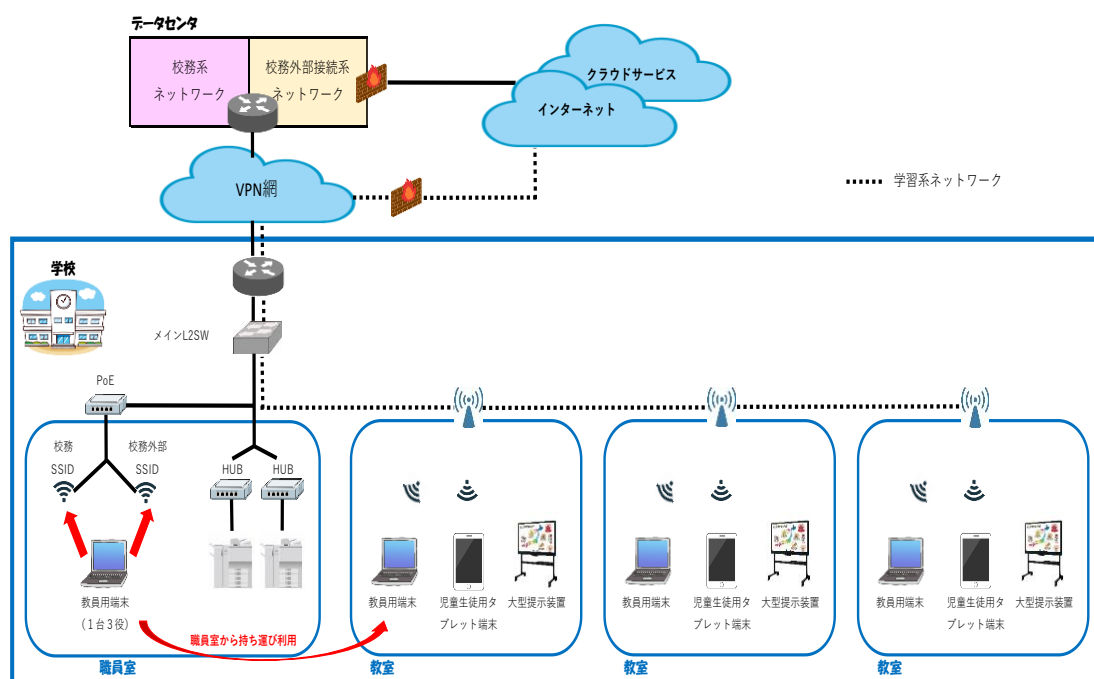
ア 校務系ネットワーク

データセンタを設置し、校務ネットワークを構築

イ 学習系ネットワーク

各教室においてタブレット端末を活用するための学習系ネットワークを構築

小中学校ネットワーク体系図



ウ ICT機器

ア) 普通教室

タブレット端末（小学校：iPad、中学校：ChromeBook）・実物投影機・大型提示装置を整備



（小学校普通教室）



（中学校普通教室）

イ) 特別支援教室

タブレット端末・中型提示装置を整備



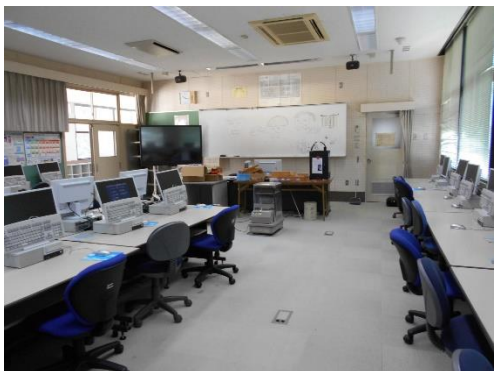
（小学校特別支援教室）



（中学校特別支援教室）

ロ) 中学校パソコン教室

デスクトップPC・ドローン・3Dプリンター・プロジェクターを整備



（中学校パソコン教室）

エ) その他

臨時休校時等の家庭学習支援のためのモバイルWi-Fiルーター・外国人児童生徒とのコミュニケーションツールとしてのポケトークを整備

エ ソフトウェア

校務支援システム・授業支援ソフト・デジタル指導書・図書システムを整備



(小学校図書室)



(中学校図書室)

(3) ICT活用状況

- ア デジタル教材やタブレット端末の画面を大型（中型）提示装置に提示・操作
- イ 実物投影機により児童生徒のノートや教材等を大型（中型）提示装置に提示
- ウ PC教室でのレポート作成やプログラミング学習
- エ 授業支援ソフトを活用した学習
- オ 教員による授業準備及び校務での活用
- カ 図書システムによる蔵書検索・図書貸出管理
- キ タブレット端末を用いた災害時等の臨時休校時に備えた持ち帰り学習

(4) ICT活用のための取組

大学教授をアドバイザーとして迎え、各小中学校のICT担当教諭で構成される近江八幡市ICT教育推進リーダー部会を設置し、活用方法や各校での教員のための研修の実施について議論・検討を継続して実施。

5 学校ICT教育における現状と課題

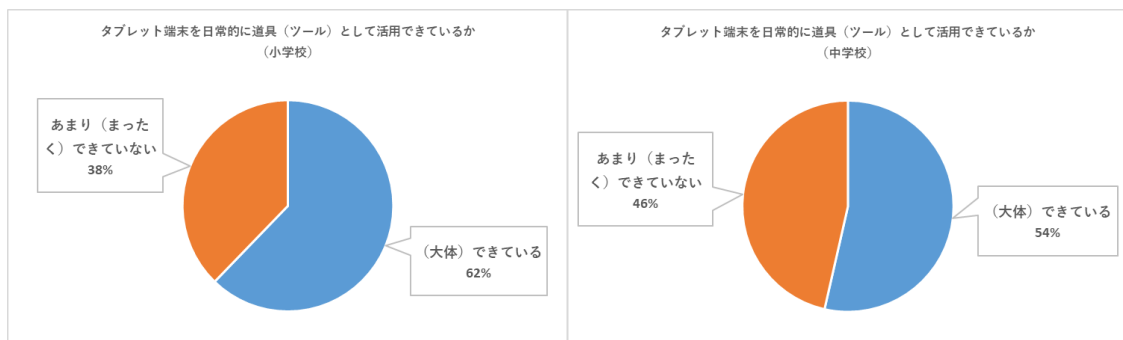
本市の教育情報化を推進するための学校現場における現状と課題を抽出するため、(1)情報活用能力の育成について、(2)情報モラル教育について、(3)健康に留意したICT機器の活用について、(4)ICTの効果的な活用について、(5)校務や授業準備等の効率化について、(6)情報発信について、(7)ICT環境について、(8)情報セキュリティ対策についての8つの項目について、教員へアンケートを実施した。

教員アンケート	
期間	令和３年１２月２２日～令和４年１月２４日
対象者	市内全小中学校全教員（小学校３７８名、中学校１６４名）
回答率	５２．２１％（小学校５２．１２％、中学校５２．４４％）

(1) 情報活用能力の育成について

小学校においては６０歳代以上職員を除き６０％程度の教員が、タブレット端末を日常的にツールとして活用できつつあるとの回答であったが、中学校においては３０歳代の職員を除き、あまり活用できていないとの回答が多く見られた。

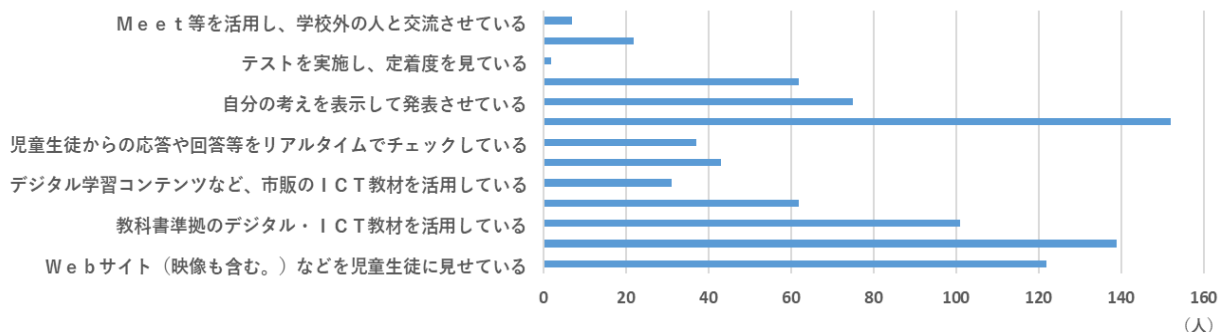
活用できていない理由としては「教員・学級用タブレット端末がなく、予習できない」「使い方に慣れておらず、またネットワーク環境も悪い」「効果的な使用法が見出せない」という回答であった。



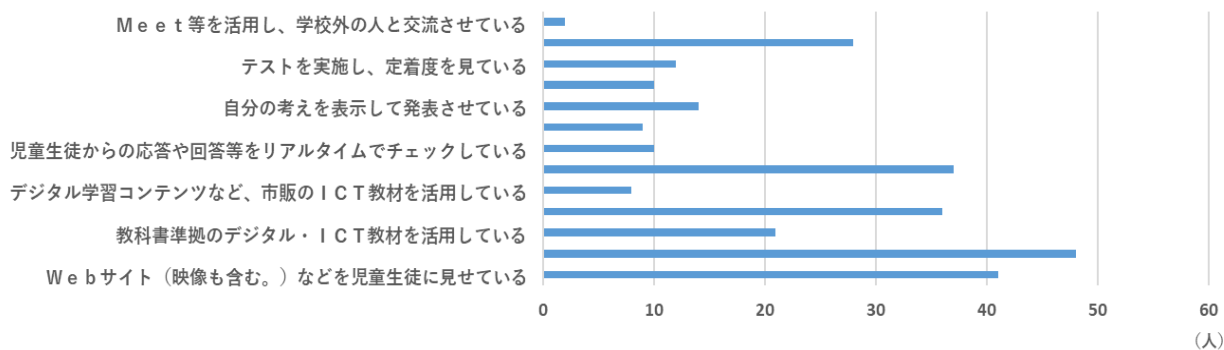
小学校	（大体）できている	あまり（まったく）できていない	中学校	（大体）できている	あまり（まったく）できていない
20歳代	67%	33%	20歳代	50%	50%
30歳代	63%	38%	30歳代	72%	28%
40歳代	56%	44%	40歳代	44%	56%
50歳代	67%	33%	50歳代	33%	67%
60歳代～	50%	50%	60歳代～	40%	60%

授業におけるタブレット端末の活用場面としては、小学校においては写真や映像の撮影、Ｗｅｂサイトの閲覧やインターネットでの情報収集、発表や意見集約の場での活用、中学校においてはＷｅｂサイトの閲覧やインターネットでの情報収集に加え、レポートや課題などの電子データでの作成、Ｍｅｅｔ等のオンラインツールを活用したオンライン学習等校種で活用方法が工夫されているのが分かった。

タブレット端末活用事例（小学校）



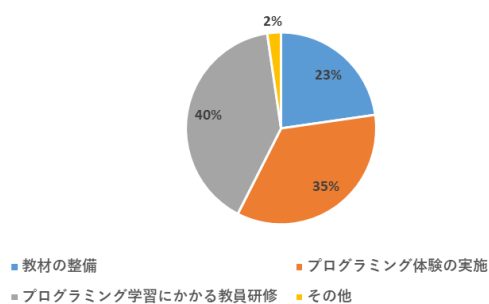
タブレット端末活用事例（中学校）



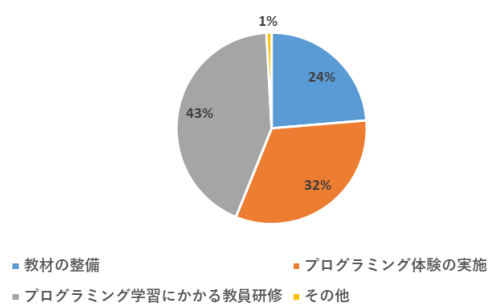
児童生徒の情報活用能力育成のために、つけさせたい力を年間指導計画の中に位置づけ、系統的に進めているかとの問いに対しては、小学校・中学校共に肯定的な回答は38%であったことから、今後情報活用能力育成のために系統的に進めるための研修や工夫が必要となる。

また、児童生徒のプログラミング的思考の育成のために、小学校・中学校共に教員研修、プログラミング体験、教材の整備の順に不足しているという回答であった。その中でも、プログラミングのサイトの活用など工夫しながら進めている教員もいた。

プログラミング的思考の育成のために不足していること
（小学校）



プログラミング的思考の育成のために不足していること
（中学校）



改訂された学習指導要領の総則において情報活用能力は、「言語能力」や「問題発見・解決能力」とともに、学習の基盤となる資質・能力の1つとして位置づけられている。

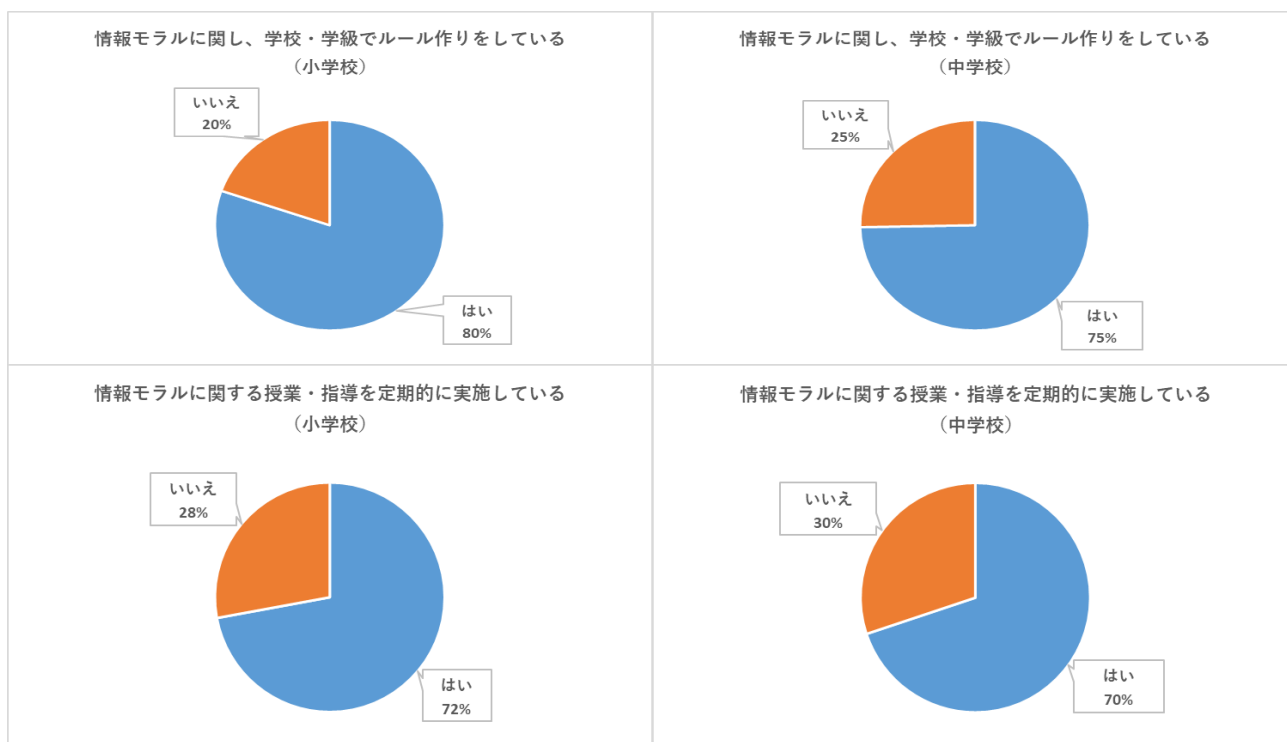
そのため、今後本市として子どもの発達の段階に応じた系統的な進め方とそのため
の環境整備が必要である。(→基本方針1 具体的施策①②③)

(2) 情報モラル教育について

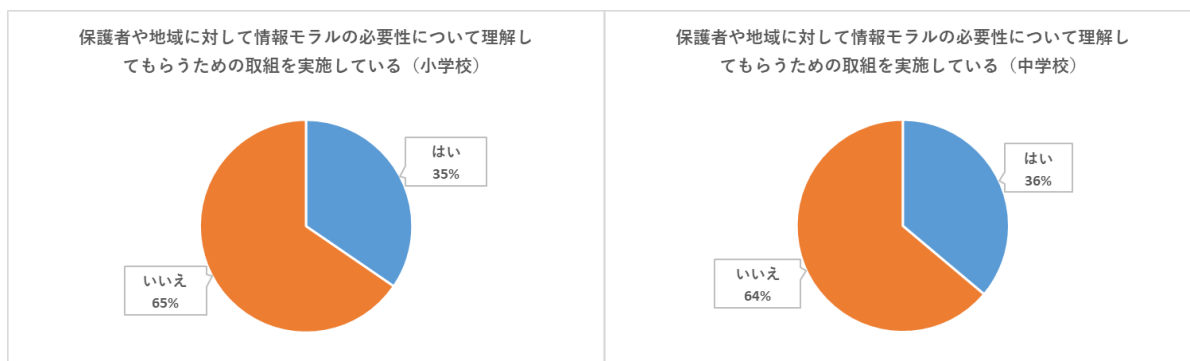
全国において、SNSやインターネット等により児童生徒がトラブルに巻き込まれたという事案の報告があり、本市においても特に中学校において非常に多くの教員が生徒のトラブル事案を把握されている現状があった。



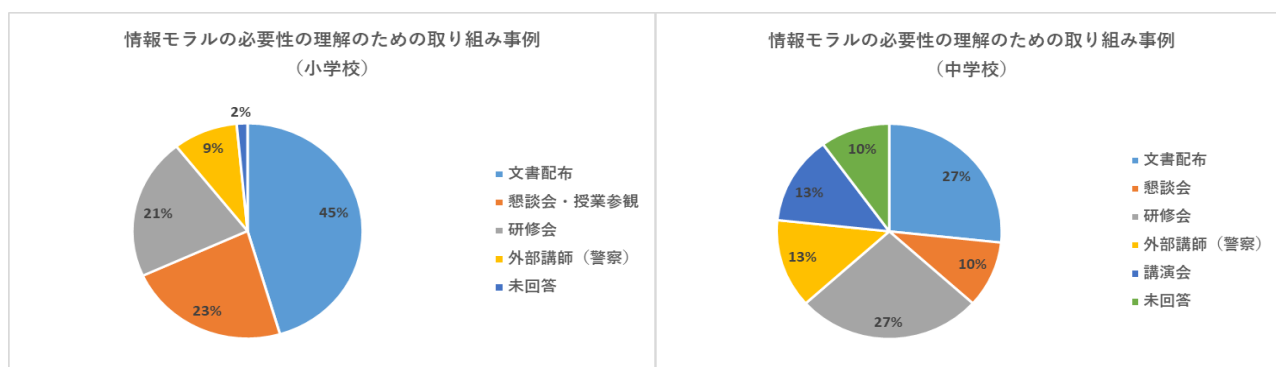
インターネットやSNS等の活用に際し、多くの学校や学級で情報モラル面でのルール作りや定期的な授業・指導を実践されている反面、30%程度の教員は実践できていないという回答もあった。



情報モラルの育成については、保護者や地域の協力や理解が不可欠であるが、そのための取組を実践しているのは小学校・中学校共に35%程度にとどまった。



保護者や地域への協力や理解を求める取組例としては、文書配布による啓発や懇談会・授業参観での保護者への説明、また警察を講師に招いた説明会や講習会の実施など、学校によって取組のレベルに差が見られた。

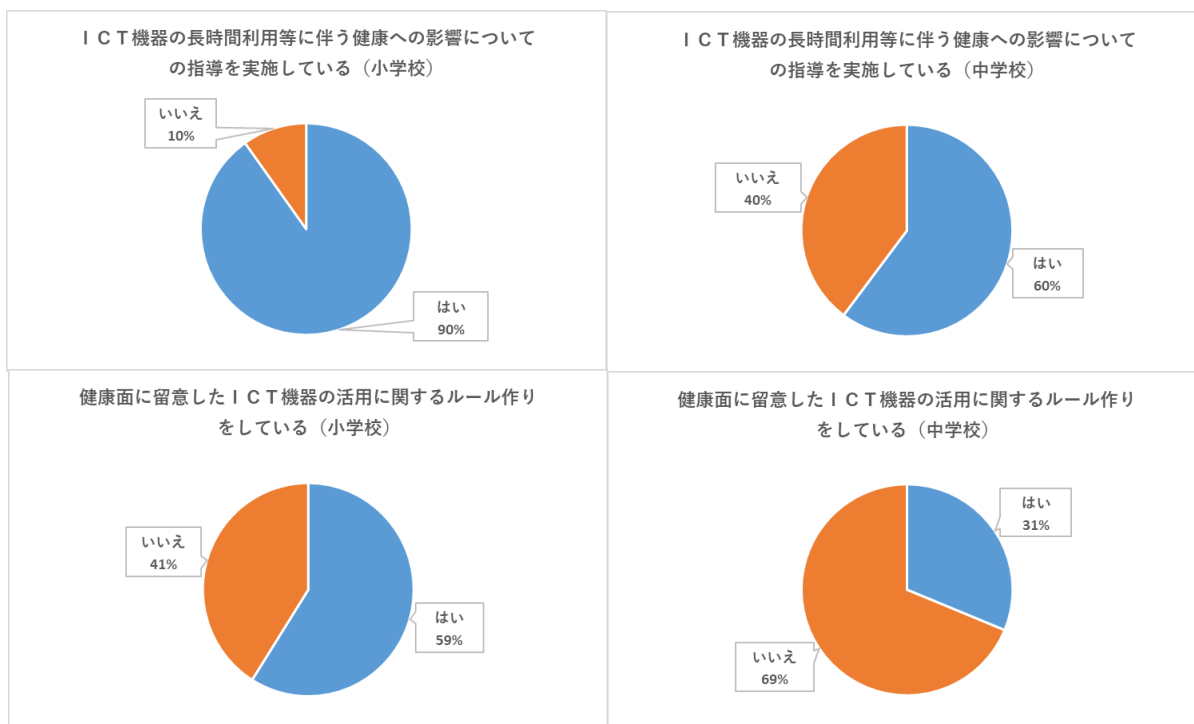


今後、情報モラルをさらに育成して行くためには、定期的かつ継続的な情報モラル学習や啓発活動の実施など情報モラル教育自体を年間計画へ位置付け、授業で取り組んでいく必要がある。（→基本方針1 具体的施策④）

(3) 健康に留意したICT機器の活用について

ICT機器を効果的に活用するためには、健康面への影響について十分に理解し、適切な活用が求められる。その中で、ICT機器を長時間利用した場合等における健康への影響について、小学校においては90%の教員が指導を実施しているとの回答であった。逆に、中学校においては指導を実施していると回答した教員の割合が60%にとどまった。

学級における健康面に留意したICT機器の活用に関するルール作りについても、小学校においては59%、中学校においては31%にとどまった。

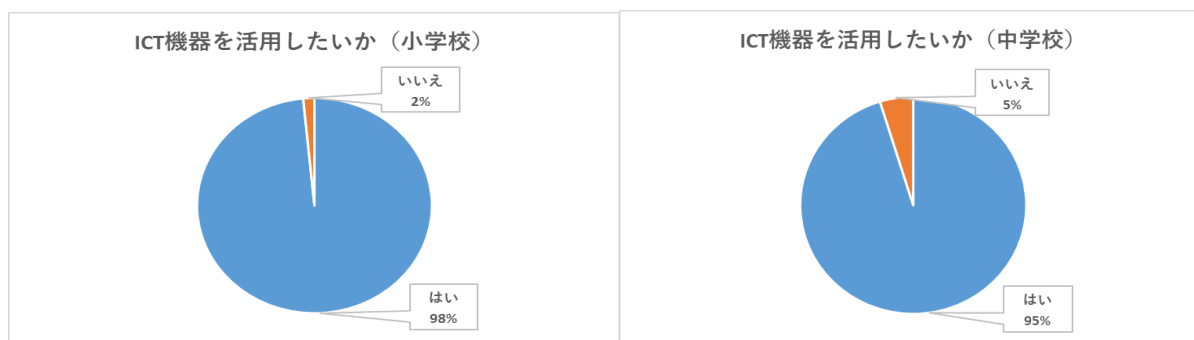


また、健康面に留意したICT機器の活用については、タブレット端末の持ち帰りや、家庭でのスマートフォン、PCの活用も進んできていることから、今後は保護者と連携した取組が必要である。（→基本方針1 具体的施策⑤）

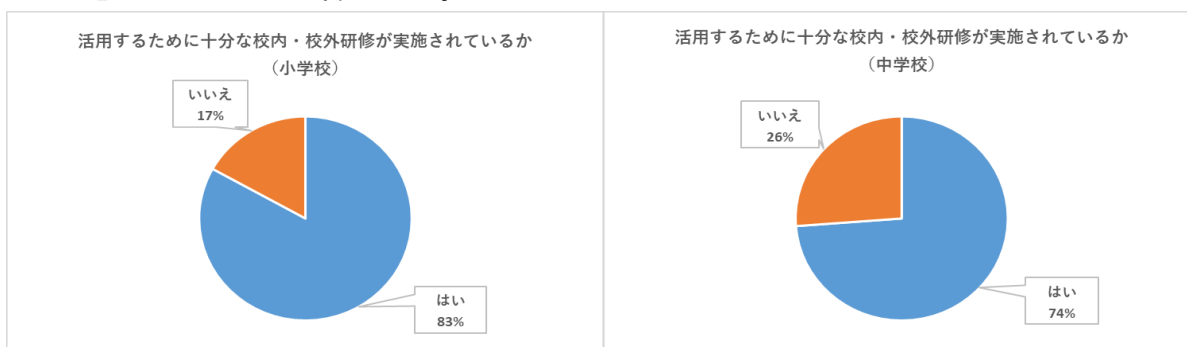
保護者と連携した取組事例（一例）	
小学校	中学校
・学級だより等や懇談会での啓発	・学級だより等や懇談会での啓発
・ノーメディア運動やチョイスメディア（テレビ・ゲーム・携帯等の使用時間を家庭で話し合い、時間を短くする）の取組	・健康な生活について考える時間を設定し、生徒の感想等を保護者に返す取組
・保護者と児童で、時間等のルール作りや振り返りの実施	・ノーメディアデーの取組
・警察の出前講座	・外部関係機関による出前講座

(4) ICTの効果的な活用について

ICT機器については、多くの教員が活用したいと回答した。



また、I C T機器活用のための校内・校外研修についても多くの教員が十分だと感じていることが分かった。

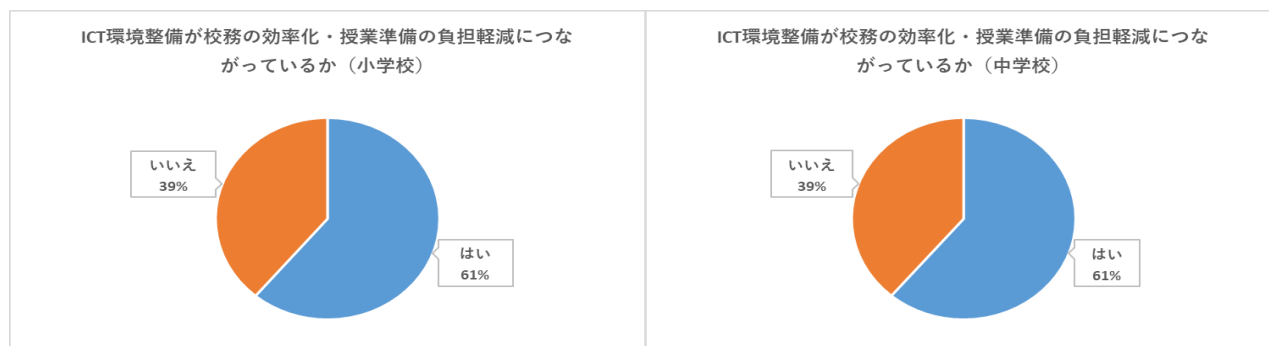


研修については、今後は各校の取組状況が分かる公開授業やポイントを絞った小規模な研修、場面に応じた具体例の提示等、I C T活用指導力の向上を図るための教員研修を継続し、充実させていくことが必要である。(→基本方針2 具体的施策⑥⑦⑧)

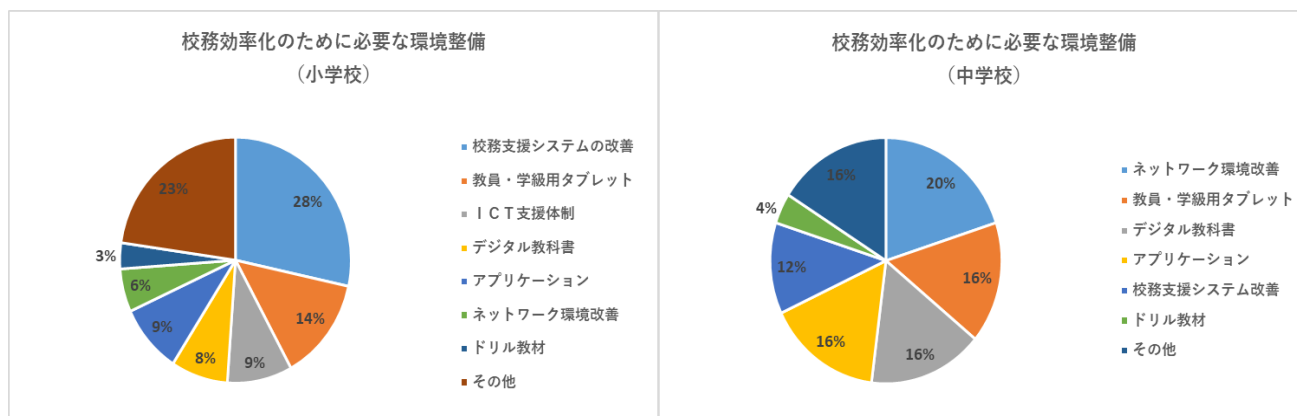
(5) 校務や授業準備等の効率化について

平成30年の校内ネットワークの整備と校務支援システムの導入以降、図書システムやデジタル教科書、大型(中型)提示装置等I C T環境の整備を実施してきた。

これらの環境整備が、実際に教員にとって校務の効率化や授業準備の負担軽減につながっていると回答したのは、小学校・中学校共に61%にとどまった。



今後、さらに教員の負担軽減、働き方改革や児童生徒と向き合う時間の創出につなげていくために、校務支援システムやネットワーク環境の改善、授業準備のため



の学級用タブレット端末の配置が必要であるとの回答が多く見られた。(→基本方針 3 具体的施策⑨ 基本方針 4 具体的施策⑩)

(6) 情報発信について

I C T機器の効果的な活用をより推進していくためには、児童生徒の保護者や地域に対して理解を求めていくことも重要である。

そのための方法として、教育委員会や学校からの様々な手段の情報発信を行っていく必要があり、文書・懇談会等での啓発、学校での I C T機器を活用する様子 of インターネット配信、学校運営協議会との連携等が効果的であるとの回答があった。

(→基本方針 3 具体的施策⑩)

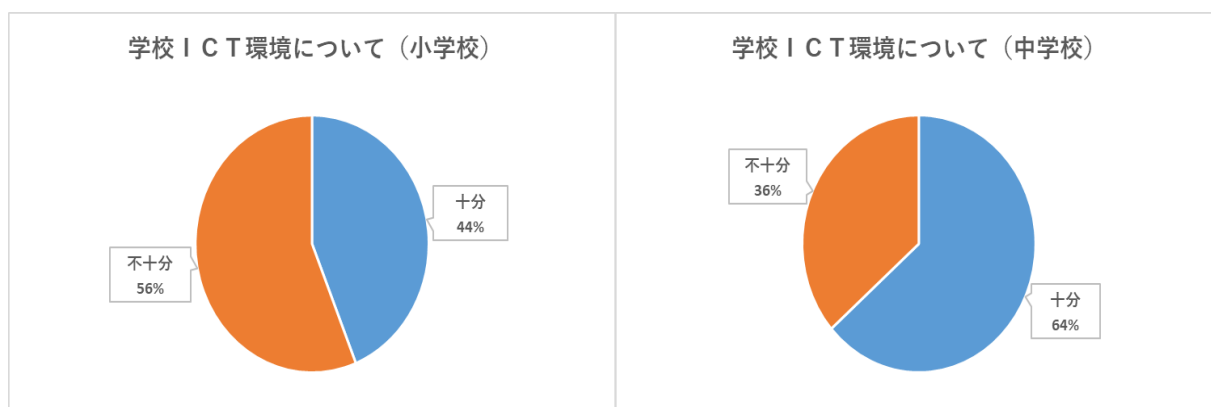
(7) I C T環境について

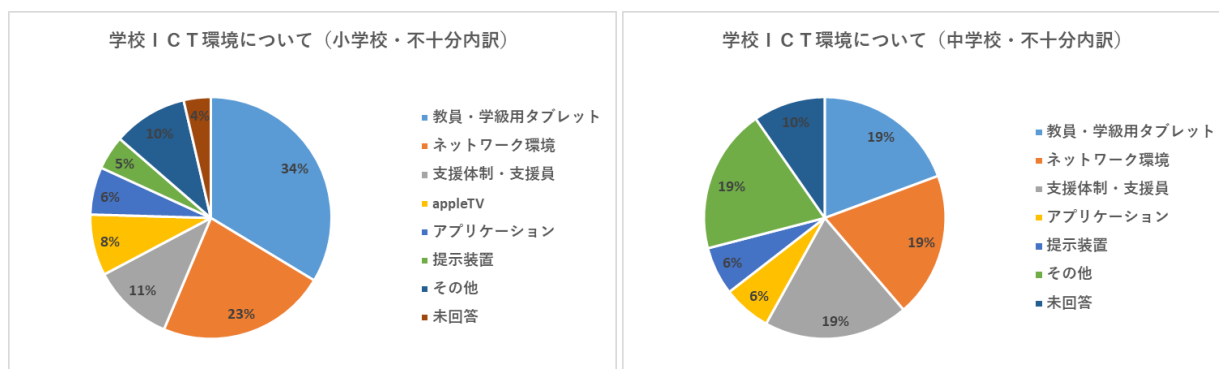
令和 2 年度に全小中学校において学習系ネットワーク環境や児童生徒 1 人 1 台端末の整備を行い、令和 3 年度においてはこれらを活用した学習活動等を進めてきた。

今後、学校において、I C Tを活用した教育の充実や校務の効率化のために必要なことを抽出するため、現在の I C T環境についてアンケートを実施した。

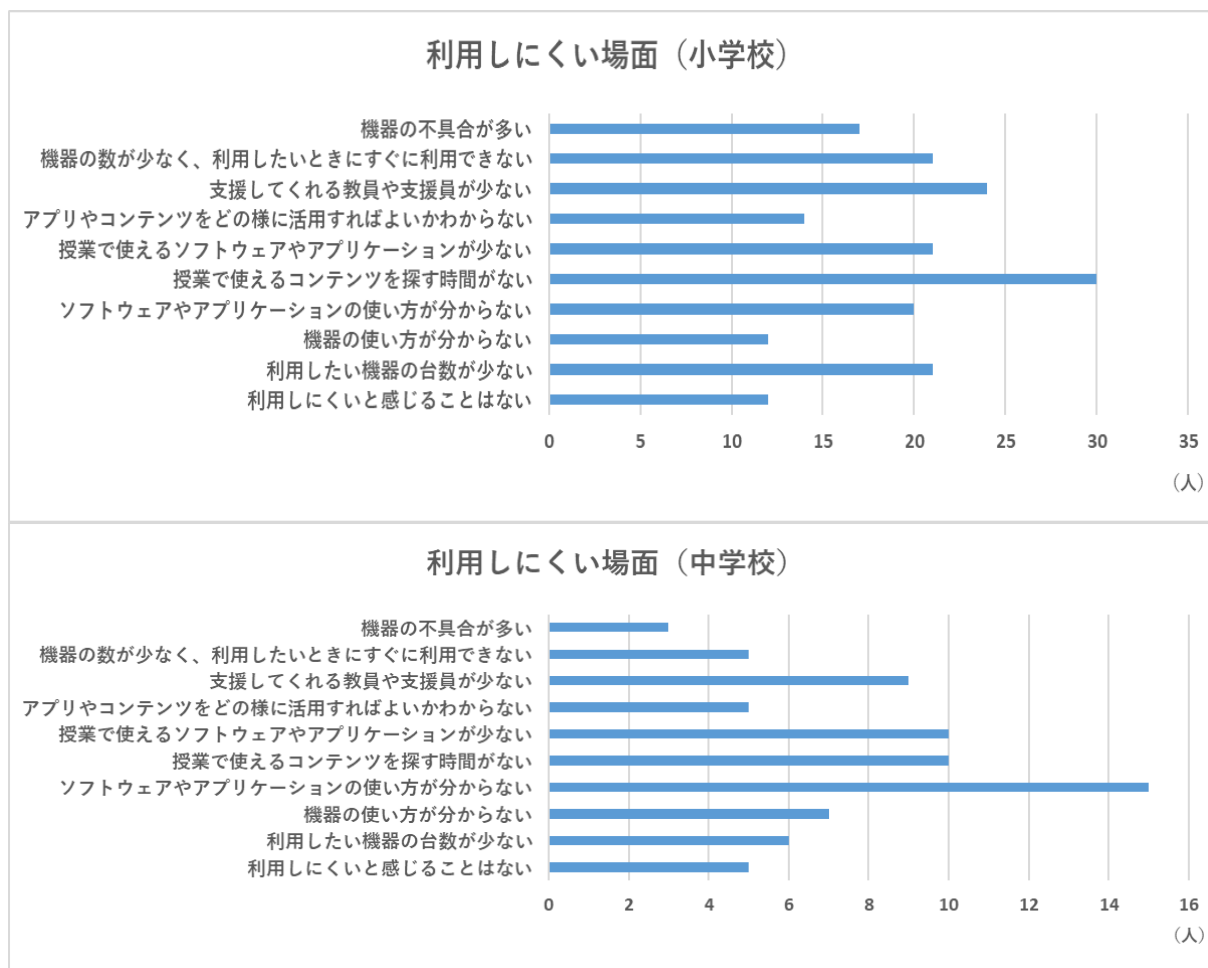
まず、小学校においては半数以上の 5 6 %の教員から、現在の I C T環境では不十分であるという回答を得た。その内訳としては、教員や学級用として児童と同じタブレット端末の整備、ネットワーク環境の改善、I C T教育のための支援の充実等が挙げられた。

次に、中学校においては 3 6 %の教員から、現在の I C T環境では不十分であるという回答を得た。その内訳としては、小学校と同様に教員や学級用として生徒と同じタブレット端末の整備、ネットワーク環境の改善、I C T教育のための支援の充実等が挙げられた。





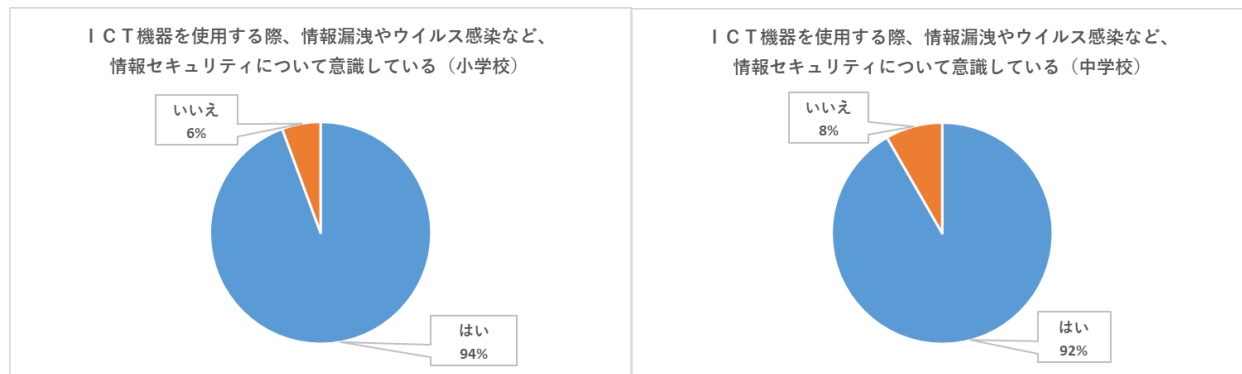
また現在整備している I C T 機器やアプリケーション等を利用しにくいと教員が感じる場面としては、授業で使えるコンテンツを探す時間がない等の時間的要素、ソフトウェアやアプリケーションの使い方がわからないといった使用方法の複雑さ、機器の不具合が多いといったハード面の整備の問題等多岐にわたっている。



これらの I C T 環境の改善のため、定期的な I C T 環境調査による計画的な I C T 機器の更新や教員への支援体制の充実が必要である。（→基本方針 4 具体的施策⑪⑫）

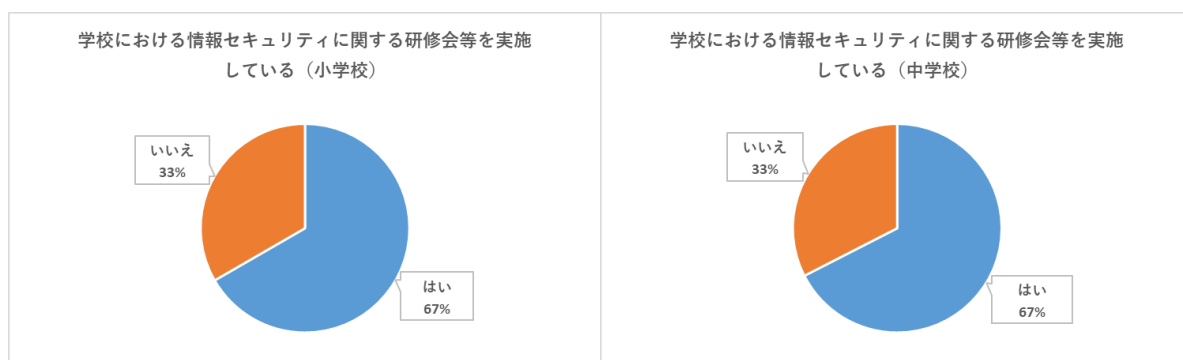
(8) 情報セキュリティ対策について

I C T機器を使用する際に、小学校・中学校共に高い割合で意識しているとの回答を得たが、いずれも一定の割合で意識していないとの回答もあった。



教育の情報化を進めていく上で、児童生徒の個人情報等の適正な管理が必要不可欠であり、常に意識して校務を実施していく必要がある。

また、学校における情報セキュリティに関する研修会の実施状況については、小学校・中学校共に67%が実施しているとの回答であった。



情報セキュリティに係る意識を向上させ、高い水準を保つためには、継続的な研修会の開催や定期的な情報セキュリティ監査の実施を検討するとともに、教育情報セキュリティ対策基準の策定など、市の統一的な基準が必要である。(→基本方針4 具体的施策⑬)

第2章 基本方針と施策

1 本市における教育の情報化の目指す方向性

本市においては、近江八幡市教育大綱の基本理念である『「子ども」が輝き 「人」が学び合い ふるさとに愛着と誇りをもち 躍動する元気なまち 近江八幡』の実現に向け、学校はもとより、保護者や地域の方々とも連携・協働しながら、各種の施策・取組を推進してきた。

情報教育に関しては、令和3年1月の中央教育審議会答申において、情報化が加速度的に進む Society5.0 時代に向けて、情報活用能力など学習の基盤となる資質・能力を育む必要があり、その際、児童生徒がタブレット端末を活かし、端末を日常的に活用することで、ICTの活用が特別なことではなく「当たり前」のこととなるようにすることや、ICTを学習ツールとして自由な発想で活用できるように環境を整えることの重要性が示された。

本市においては、タブレット端末とともに大型提示装置などの周辺機器の環境整備や近江八幡市ICT教育推進リーダー部会やICT支援員の配置をはじめとしたICTを活用した授業への支援に取り組んできたが、児童生徒の学習状況等を踏まえ、引き続き環境整備と機器の維持管理や人的支援など、ICTの円滑な運用に取り組むとともに、研修等を通じて、教員一人ひとりがICT活用指導力を高め、全ての児童生徒に、情報活用能力を構成する「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力をバランスよく育成する必要がある。

また、教員の児童生徒と向き合う時間を確保できるよう、校務の情報化により業務の効率化を進めるとともに、家庭・地域にICTを活用した教育について積極的に情報発信を行い、理解と協力を得て取組を推進する必要がある。

これらのことを踏まえ、本市における教育の情報化の推進に当たっては、改訂された学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」の視点から、地域の教育力を生かすとともに、家庭と連携・協力しながら、情報教育を通じて、児童生徒一人ひとりが自分の良さや可能性を認識できるよう、近江八幡市ならではの取組を進めていく。

2 本市の基本方針

第1章の現状と課題から、目指すべき児童生徒の姿や本市の教育の情報化の目指す方向性として、文部科学省の「教育の情報化ビジョン」の主な観点である(1)情報活用能力の育成、(2)教科指導におけるICTの活用、(3)校務の情報化に、これら3つをICTを安全安心に活用しながら推進するため、(4)ICT環境の維持管理や計画的な更新、情報セキュリティ対策等を加えた、次に掲げる4つの基本方針を定め、これらの方針に沿った施策を計画的かつ総合的に推進する。

基本方針1 児童生徒の情報活用能力の育成

基本方針2 ICTを効果的に活用した学びの充実

基本方針3 ICTの活用による教育の更なる充実

基本方針4 ICT環境の維持と安全安心な運用

基本方針1

児童生徒の情報活用能力の育成

情報活用能力は、情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的資質のことである。

改訂された学習指導要領の総則において情報活用能力は、「言語能力」や「問題発見・解決能力」とともに、学習の基盤となる資質・能力の1つとして位置づけられた。平成29年・平成30年・平成31年告示の学習指導要領解説編総則において、「学習活動において、必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報をわかりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものである。」とされており、各教科等の学びを支える基盤であり、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが必要である。

そのため、本計画においては「児童生徒の情報活用能力の育成」を基本方針1として位置付け、その実現に向けて、34ページの文部科学省が示す「情報活用能力 体系表例（別表）」を目安に各学校あるいは中学校区ごとに情報活用能力育成のための体系表を検討し、児童生徒の発達の段階を踏まえ、①情報機器の基本的な操作を習得させるとともに、②様々な情報の中から適切な情報を取捨選択して効果的に活用する力や、③プログラミング的思考^{*4}の育成に取り組む。また、④情報モラルや⑤児童生徒自らが健康に留意して情報機器を活用する態度の育成に取り組む。

指 標	R2年度 (参考)	R4年度	R6年度	R8年度
学校における教育の情報化の実態等に関する調査の「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」において、肯定的な回答を行った教員の割合	80.4%	85%	90%	100%

(参考) R2年度は滋賀県の指標

【具体的な施策】

① 情報機器の基本操作の習得

各教科等の授業において、ICTを活用した学習活動を効果的かつ円滑に進めるためには、児童生徒の発達段階を踏まえ、情報機器の基本的な操作方法等を確実に身に付けさせる必要がある。

そのため、小学校低学年についてはタブレット端末に慣れ親しませることをねらいとした指導を中心に授業を進めることや、学年が上がるにつれて、キーボードなどによる文字の入力、電子ファイルの保存・整理、インターネット上の情報の閲覧や共有の仕方など、児童生徒が各教科等の学習に必要な基本操作を習得できるよう、計画的・系統的に指導を行う。

② 情報を主体的に収集・選択し、工夫し活用する力の育成

これからの社会においては、膨大な情報から何が重要かを主体的に判断し、それらを取捨選択するとともに、自ら問いを立ててその解決を目指し、他者と協働しながら新たな価値を生み出していくことが求められる。

そのため、課題や目的に応じた情報収集の方法についての理解を深めることや、コンピュータやインターネット等の情報手段を適切に用いて、必要な情報を収集、整理、分析、表現する力や新たな意味や価値を創造する力などを児童生徒の発達段階に応じて育成できるよう、各教科等における学習活動の充実を図る。

③ プログラミング的思考の育成

児童生徒が、コンピュータを理解して有効に活用する力を身に付けることは、将来どのような職業に就くとしても重要であり、各学校においてプログラミング教育を通してプログラミング的思考を育むことが求められる。

そのため、本市の児童生徒の実態に応じた教材・教具の整備に努めるとともに、児童生徒のプログラミング体験やプログラミング学習に係る教員研修等を実施するなど、プログラミング的思考を育む取組を推進する。

④ 情報モラルの育成

スマートフォンやタブレット端末等が児童生徒の日常生活にも急速に普及しており、インターネットの利用も多くなっている。インターネットは情報検索等で便利な反面、様々なトラブルも発生し、全国的にも問題になっている。本市としても児童生徒が加害者や被害者にならないためにも、情報通信ネットワークの特徴を踏まえた、情報と情報技術を適切に活用するための知識・技能や情報技術の役割・影響の理解、責任をもって適切に情報を扱おうとする態度の育成が求められる。

そのため、教科等横断的に児童生徒の情報モラルを育成する指導を継続して実施する。各学校においては、児童生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用することができるようにルール作りに関する取組を推進する。

また、様々な教材を活用した指導や警察等の外部講師を活用した講演会の開催など、児童生徒やその保護者も一緒に学べる機会を確保し、学校や保護者が連携して情報モ

ラルの必要性や現状、その危険性について考え、学校や保護者だけでなく、地域ぐるみで情報モラル教育に関する取組を推進する。

⑤ 健康に留意して情報機器を活用する態度の育成

社会の情報化に伴い、児童生徒がこれからの生活の中でＩＣＴを活用する機会が多くなることから、情報機器の利用による健康への影響を主体的に考え、行動しようとする態度を育むことが求められる。また、教育の情報化に伴い、学校でタブレット端末を活用する機会が増えることから、児童生徒の健康面にも留意しつつ、授業等での活用を進めていくことが大切である。

そのため、学校においては、教育活動全体を通じて、児童生徒が情報機器を活用する際の健康への影響や予防及び対処法についての理解を深めるよう指導するとともに、健康に留意して情報機器を活用する態度を育成する。また、家庭における情報機器の活用に関するルール作りを促進するとともに、児童生徒が心身の健康への影響を考え、自ら判断し、情報機器を活用できるよう、保護者と連携した取組を推進する。

基本方針２

ＩＣＴを効果的に活用した学びの充実

改訂された学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業づくりが求められており、ＩＣＴを効果的に活用した学習を通じて、各教科における基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得や、思考力・判断力・表現力等を育成することができるよう、教員が授業におけるＩＣＴ活用の有用性やＩＣＴ活用指導力向上の必要性を理解し、授業づくりに取り組む必要がある。

そのため、本計画においては「ＩＣＴを効果的に活用した学びの充実」を基本方針２と位置付け、その実現に向けて、⑥個に応じた指導や主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の充実に努めるとともに、⑦児童生徒の状態や特性・ニーズに応じたＩＣＴ活用や、デジタル教材等の効果的な活用に取り組む。

また、⑧教員研修や指導事例の情報共有等を通じて、教員のＩＣＴ活用指導力の向上に向けた取組を推進する。

指 標	R 2年度 (参考)	R 4年度	R 6年度	R 8年度
学校における教育の情報化の実態等に関する調査の「授業にＩＣＴを活用して指導する能力」において、肯定的な回答を行った教員の割合	64.2%	70%	90%	100%
学校における教育の情報化の実態等に関する調査の「児童生徒のＩＣＴ活用を指導する能力」において、肯定的な回答を行った教員の割合	67.2%	70%	80%	100%
学校における教育の情報化の実態等に関する調査の「ＩＣＴ活用指導力に関する研修を受講した教員の割合」において、肯定的な回答を行った教員の割合	60.3%	70%	80%	100%

(参考) R 2年度は滋賀県の指標

【具体的な施策】

⑥ 学びの質を高めるための活用

各教科等の指導において、基礎・基本を確実に身に付けさせることや、知識・技能を活用することにより思考力・判断力・表現力等を育成すること、楽しくわかる授業により児童生徒の学ぶ意欲を高めることが大切であり、タブレット端末などのＩＣＴを効果的に活用することにより、学びの質を高め、児童生徒一人ひとりに確かな学力を育成する必要がある。

そのため、ＩＣＴを活用すること自体を目的化するのではなく、指導の目標や狙いを明確にした上で、これらを実現するための学習ツールとして効果的な活用に取り組む。また、学級全体への教材の拡大提示や個別の課題ごとの調べ学習、クラウドを利用したグループでの意見交流など様々な場面において、ＩＣＴの活用を工夫し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりを進めるなど、学びの質の向上に取り組む。

⑦ 児童生徒の状態や特性・ニーズに応じた活用

特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりの障がいの状態や特性・ニーズ等に応じたきめ細かな支援を行い、学習上又は生活上の困難を改善・克服することができるよう、ＩＣＴの効果的な活用が求められる。

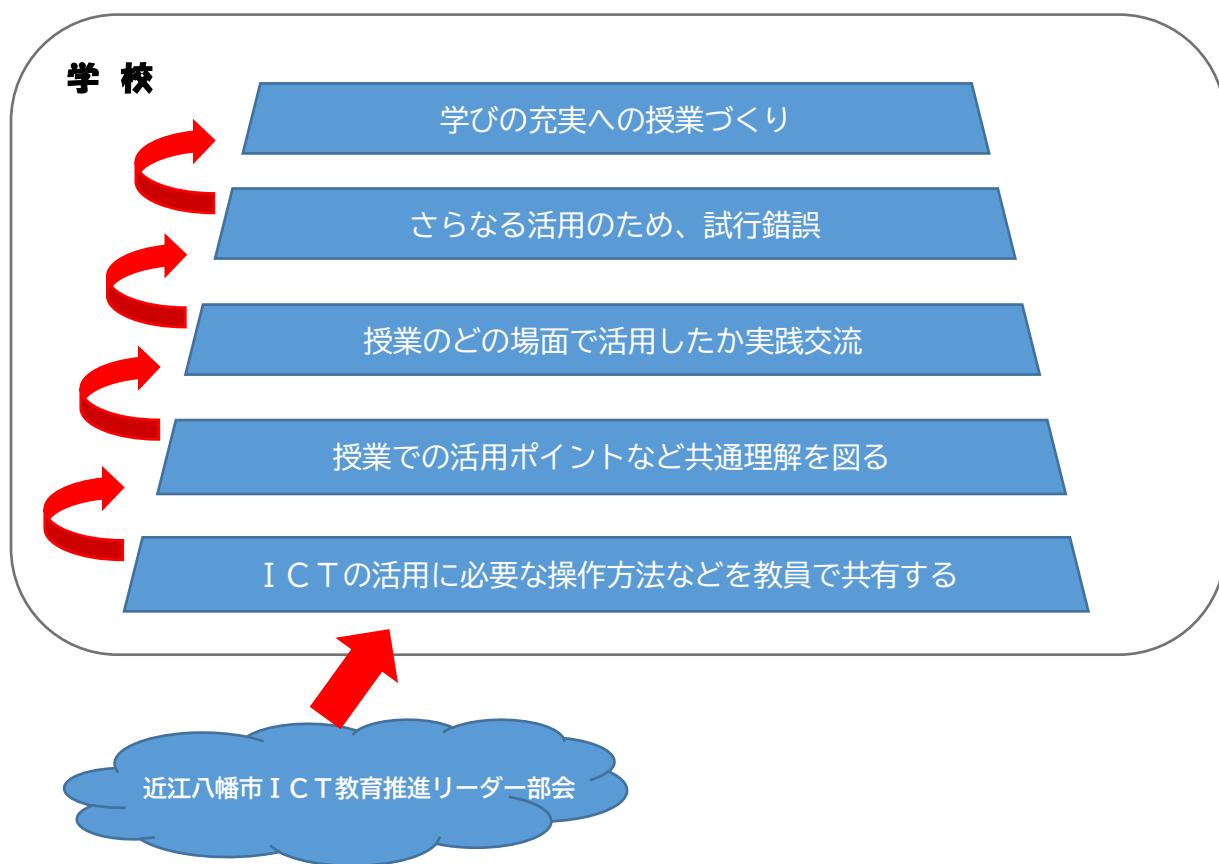
そのため、特別な支援を必要とする児童生徒の障がいの状態や特性・ニーズ等に応じたアプリケーションソフトや学習ツールの活用方法等について、実践事例を情報共有するなど、教育的ニーズ等に応じたＩＣＴの活用に取り組む。

また、必要に応じて遠隔地での入院等を余儀なくされている児童生徒に対しては、学習の保障のため、モバイルＷｉＦｉルーターやタブレット端末を活用した取組を実施する。

⑧ ＩＣＴ活用指導力向上を図る教員研修の充実

本市の教員のＩＣＴ活用指導力については、近江八幡市ＩＣＴ教育推進リーダー部会での研究を通じて、長期休業期間を活用し各学校の教員研修を実施し、ＩＣＴ活用指導力の向上に向け取り組んできたが、今後も、より一層のＩＣＴ活用指導力の向上に向けた取組が求められる。

そのため、引き続き各学校のＩＣＴ担当教員を対象とした近江八幡市ＩＣＴ教育推進リーダー部会において研究・研修を実施し、タブレット端末を活用した指導方法等について教員の学ぶ機会を充実させる。また、ＩＣＴ支援員や教育委員会の指導主事などが各学校のニーズに応じて訪問し助言を行うとともに、指導事例や資料等の提供を行い、各学校の校内研修を支援する。



基本方針3

ICTの活用による教育の更なる充実

校務の効率化を図ることにより、生み出される時間を有効に活用し、教員が児童生徒と向き合う時間を確保するとともに、ICTを利活用した学校からの情報発信により家庭や地域との連携・協力体制を推進し、教育の更なる充実に努める必要がある。

そのため、本計画においては、「ICTの活用による教育の更なる充実」を基本方針3と位置付け、その実現に向けて、⑨校務支援システムや授業支援システムの活用、ドリル学習システムの導入に向けた検討を行い、授業準備等での教員の負担軽減を図る。また、⑩家庭や地域に、ICTを活用した教育について学校の取組を積極的に発信するとともに、ICTを活用した家庭・地域との情報共有に努める。

指 標	R2年度 (参考)	R4年度	R6年度	R8年度
学校における教育の情報化の実態等に関する調査の「教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力」において、肯定的な回答を行った教員の割合	83.3%	85%	90%	100%

(参考) R2年度は滋賀県の指標

【具体的な施策】

⑨ 校務の効率化による児童生徒と向き合う時間の創出

ICTの活用により校務の効率化を進め、児童生徒の豊かな学びや成長に向け、教員が児童生徒と向き合う十分な時間を確保することが重要である。

そのため、本市で使用する校務支援ソフトウェアを活用し、引き続き名簿情報管理や成績処理などの事務負担軽減を図るとともに、児童生徒が自分の学習状況等に応じて学習を進めることが可能なオンライン学習教材（ドリル学習システム等）の導入に向け、近江八幡市ICT教育推進リーダー部会等の意見を聞きながら検討を行う。

⑩ 家庭や地域との連携・協力に向けた情報発信

児童生徒1人1台のタブレット端末など、今後、全ての児童生徒がICTを学習の基盤的なツールとして活用することになることから、家庭や地域の理解や協力が不可欠となる。また、新型コロナウイルス感染症に関連した学校の臨時休校等におけるタブレット端末等の貸出しや、家庭学習支援のためのタブレット端末の持ち帰りなどについて、今後示される国の考えなども参考にしながら、すでに作成した「近江八幡市

立小中学校「学校ＩＣＴ使用マニュアル」に基づき、児童生徒が家庭において安全かつ安心して活用できるよう、保護者との連携・協力のもと取組を進める必要がある。

そのため、ＩＣＴを活用した教育の推進に向けた本市の取組について、参観日等での保護者への説明やＩＣＴを活用した授業の公開などに取り組む。また、学校Ｗｅｂサイトやメール、市広報等を活用し、家庭・地域への迅速かつ積極的な情報発信に努める。

基本方針4

ICT環境の維持と安全安心な運用

児童生徒の情報活用能力の育成など、本市における教育の情報化により目指す児童生徒の姿や授業を実現するためには、各学校において、コンピュータや通信ネットワークなどのICT環境及びこれらを日常的・効果的に活用するために必要な体制等を整える必要がある。

そのため、本計画においては「ICT環境の維持と安全安心な運用」を基本方針4と位置付け、その実現に向けて、⑪令和2年度に整備した児童生徒1人1台端末等のICT環境の維持・管理及び計画的な更新を行うとともに、⑫専門的な知識を有し、システムやアプリケーションの障害発生時の対応や指導計画、校内研修等のサポートを行うICT支援員などの外部人材による学校支援体制の整備を進める。また、⑬各学校における情報資産の管理と適正な取り扱いに向け、学校の情報セキュリティ基準の整備のほか、情報セキュリティに関する教員研修を実施し、情報セキュリティ対策の徹底に取り組む。

指 標	令和4年度	令和6年度	令和8年度
教育情報セキュリティ対策基準を整備し、教育情報の適正な管理と運用に向けた校内研修を実施している学校の割合	100%	100%	100%

【具体的な施策】

⑪ ICT環境の維持・管理・更新

令和2年度に全小中学校の普通教室・特別教室の学習系ネットワーク環境や児童生徒1人1台のタブレット端末の整備が完了したが、教育の情報化の推進に向け、児童生徒の学習活動の充実や校務の効率化を進めていくためには、これらの環境を維持しながら円滑に運用を図る必要がある。

そのため、学習活動や校務に支障がないよう、整備済みとなったネットワークの環境アセスメントの実施による環境改善やタブレット端末等の維持・管理を適宜行い、円滑な運用に努める。

また、授業準備や児童生徒の指導のための1学級1台のタブレット端末を早期に整備するとともに、今後更新が必要となるタブレット端末等の情報機器や端末管理ツール(MDM)^{※5}については、国や滋賀県の動向を踏まえながら、財政負担の平準化を図りつつ、学習に支障がないように、その手法を検討し、計画的な更新に努める。

⑫ 外部人材による学校支援体制の整備

I C Tの円滑な運用と効果的な活用を図るためには、各学校のI C T担当教員を中心とした校内の推進体制はもとより、システムやアプリケーションの障害発生時の対処のほか、I C Tを利活用した授業計画や教材の作成、職員の研修などに対する外部の人材による学校支援体制を整備する必要がある。

そのため、I C T支援員等の専門的な知識を有する人材を派遣し、学校のニーズに応じた指導・助言等により、タブレット端末に関するシステムやアプリケーションの障害発生時の対応や効果的なI C T活用の提案、教材等の作成支援を行うほか、授業中の機器操作などの支援を行う。また、教育委員会の指導主事がI C T支援員等と連携しながらI C Tを活用した授業づくりの指導を行い、近江八幡市I C T教育推進リーダー一部会を中心に調査・研究を実施するなど、教員のI C T活用指導力の向上に向けた学校の取組を支援する。

⑬ 情報セキュリティ対策の徹底

教育の情報化を進めていく上で、児童生徒の個人情報などの情報資産の適正な管理と運用は欠かせないものであり、特にG I G Aスクール構想においては、児童生徒と教員がタブレット端末を利用してデータを送受信するほか、一部の情報をクラウド上に保管することから、各学校において情報セキュリティ対策を徹底する必要がある。

そのため、本市では、個人情報の保護やデータ管理、教育現場におけるクラウドサービスの適切な利用が可能となるよう、近江八幡市情報セキュリティ対策基準に準拠した、近江八幡市教育情報セキュリティ対策基準を整備する。

各学校においてもクラウドサービスを利用する場合は、個人情報の適切な管理が行われており、個人情報の収集・利用の範囲等について、サービス提供定款や契約書面等で確認されたクラウドサービス提供事業者が提供するクラウド以外のクラウド上に児童生徒の学習成績や連絡先などの個人情報を保存しないことなど、情報管理を徹底する。

また、本市の情報セキュリティポリシー等の情報セキュリティに関する各種規程に基づき、情報資産の管理と適正な取り扱いに向け、各学校のI C T担当教員を対象とした研修会を実施するとともに、毎年度各学校においても情報セキュリティポリシー等に関する校内研修を実施する。

3 本計画の目指すべき姿

本計画は、4つの基本方針に基づく13の具体的な施策を実施し、客観的な指標となる教員のICT活用指導力を向上させることにより、「本市が目指す教育の姿」に教育の情報化を通じて学校教育情報化の面からアプローチしていく。



**基本方針1 児童生徒
の情報活用能力の育成**

**基本方針2 ICTを効
果的に活用した学びの充
実**



目指す教育の姿

第2期近江八幡市教育大綱「基本理念」

「子ども」が輝き 「人」が学び合い
ふるさとに愛着と誇りをもち
躍動する元気なまち 近江八幡
～元気と笑顔の合言葉「早寝・早起き・あさ・し・ど・う」～

第2期近江八幡市教育振興基本計画

施策1 自ら学び、考え、協働できる「学ぶ力」の育成
施策2 多様な個性を理解し、自他を尊重する人権感覚の育成
施策6 情報化・グローバル化に対応した教育の推進

第2期近江八幡市教育振興基本計画より抜粋



**基本方針3 ICTの活
用による教育の更なる充
実**

**基本方針4 ICT
環境の維持と安全安
心な運用**



第3章 ICTを活用した学習場面及び授業例

文部科学省が作成した「教育の情報化に関する手引（追補版）」では、ICTを活用した学習場面として「一斉指導による学び（一斉学習）」、「子供たち一人一人の能力や特性に応じた学び（個別学習）」、「子供たち同士が教え合い学び合う協働的な学び（協働学習）」の三つの学習場面及びそれらをさらに細分化した10の分類例が示されている。

また、「単にICT機器を指導に取り入れれば、情報活用能力が育成されたり、教科等の指導が充実したりするわけではないことに留意する必要がある。」と示されており、指導に当たっては、このことを踏まえることが重要である。

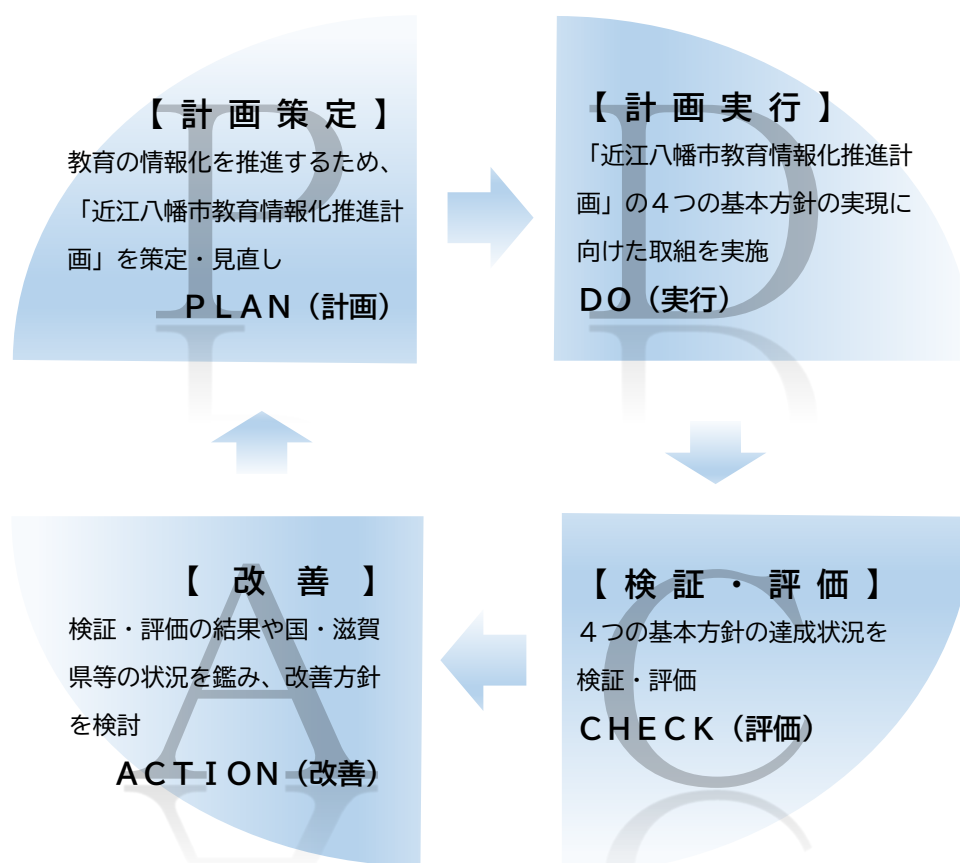
学習場面	分類例	活用例
一斉学習	1 教員による教材の提示	画像の拡大提示や書き込み、音声、動画などの活用
個別学習	1 個に応じた学習	一人一人の習熟の程度等に応じた学習
	2 調査活動	インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録
	3 思考を深める学習	シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習
	4 表現・制作	マルチメディアを用いた資料、作品の制作
	5 家庭学習	情報端末の持ち帰りによる家庭学習
協働学習	1 発表や話し合い	グループや学級全体での発表・話し合い
	2 協働での意見整理	複数の意見・考えを議論して整理
	3 協働制作	グループでの分担、協働による作品の制作
	4 学校の壁を越えた学習	遠隔地や海外の学校等との交流授業

※出典：「教育の情報化に関する手引（追補版）」令和2年6月 文部科学省

第4章 計画の進捗管理

推進計画に関する進捗状況や目標の達成状況等について点検及び評価を実施することにより、その円滑な推進に努める。点検及び評価については、毎年度担当課が中心となって「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における結果等をもとに実施し、次年度に「近江八幡市ICT教育推進リーダー部会」において報告する形で継続的に実施する。

また、近年のICTの分野は、技術革新の大きな変動の時期にあるため、教育の情報化を推進する上で、取組内容が時代の進展に即して、より効果的・効率的なものになるよう留意する必要がある。したがって、「推進計画」については、国の動向や社会情勢の変化等に応じて適宜見直しを行うものとする。



別表

情報活用能力の体系表例

					小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学校	
知識及び技能	1 情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能	①情報技術に関する技能	基本的な操作	プログラミング	コンピュータの起動や終了、写真撮影などの基本操作	キーボードなどによる文字の正しい入力方法	キーボードなどによる文字の正確な入力	キーボードなどによる十分な速さで正確な文字の入力	
					電子ファイルの呼び出しや保存	電子ファイルの検索	電子ファイルのフォルダ管理	電子ファイルの運用（圧縮・パスワードによる暗号化、バックアップ等）	
					画像編集・ペイント系アプリケーションの操作	映像編集アプリケーションの操作	目的に応じたアプリケーションの選択と操作	目的に応じた適切なアプリケーションの選択と操作	
						インターネット上の情報の閲覧・検索	電子的な情報の送受信やAND、ORなどの論理演算子を用いた検索	クラウドを用いた協働作業	
						情報の基本的な特徴	情報の特徴	情報の流通についての特徴	
		②情報と情報技術の特性と理解					情報を伝える主なメディアの特徴	情報を伝えるメディアの種類及び特徴	
					コンピュータの存在	身近な生活におけるコンピュータの活用	社会におけるコンピュータの活用	社会におけるコンピュータや情報システムの活用	
					コンピュータの動作とプログラムの関係	手順とコンピュータの動作の関係		情報のデジタル化や処理の自動化の仕組み	
								情報通信ネットワークの構成と、情報を利用するための基本的な仕組み	
								情報のシステム化の基礎的な仕組み	
	③記号の組み合わせ方の理解	大きな事象の分解と組み合わせの体験			単純な繰り返し・条件分岐、データや変数などを含んだプログラムの作成、評価、改善	意図した処理を行うための最適なプログラムの作成、評価、改善	問題発見・解決のための安全・適切なプログラムの制作、動作の確認及びデバッグ等		
					手順を図示する方法	図示（フローチャートなど）による単純な手順（アルゴリズム）の表現方法	アクティビティ図等の統一モデリング言語によるアルゴリズムの表現方法		
	2 問題解決・探求における情報活用の方法の理解	①情報収集、整理、分析、表現、発信の理解			問題解決・探求における情報活用	身近なところから様々な情報を収集する方法	調査や資料等による基本的な情報の収集の方法	調査や実験・観察等による情報の収集と検証の方法	情報通信ネットワークなどからの効果的な情報の検索と検証の方法・調査の設計方法
						共通と相違、順序などの情報と情報との関係	考えと理由、全体と中心などの情報と情報との関係	原因と結果など情報と情報との関係	意見と根拠、具体と抽象など情報と情報との関係
							情報の比較や分類の仕方	情報と情報との関係付けの仕方	比較や分類、関係付けなどの情報の整理の仕方
						簡単な絵や図、表やグラフを用いた情報の整理の方法	観点を決めた表やグラフを用いた情報の整理の方法	目的に応じた表やグラフを用いた情報の整理の方法	表やグラフを用いた統計的な情報の整理の方法
						情報の大体を捉える方法	情報の特徴、傾向、変化を捉える方法	複数の観点から情報の傾向と変化を捉える方法	目的に応じて情報の傾向と変化を捉える方法
						情報を組み合わせて表現する方法	自他の情報を組み合わせて表現する方法	複数の表現手段を組み合わせて表現する方法	情報を統合して表現する方法
						相手に伝わるようなプレゼンテーションの方法	相手や目的を意図したプレゼンテーションの方法	聞き手とのやりとりを含む効果的なプレゼンテーション方法	Webページ、SNS等による発信・交流の方法
									安全・適切なプログラムによる表現・発信の方法
②情報活用の計画や評価、改善のための理論や方法の理解		問題解決における情報の大切さ	目的を意識して情報活用の見通しを立てる手順	問題解決のための情報及び情報技術の活用の計画を立てる手順	条件を踏まえて情報及び情報技術の活用の計画を立てる手順				
		情報の活用を振り返り、良さを確かめること	情報の活用を振り返り、改善点を見出す手順	情報及び情報技術の活用を振り返り、効果や改善点を見出す手順	情報及び情報技術の活用を効率化の視点から評価し改善する手順				
3 情報モラル・情報セキュリティなどについての理解	①情報技術の役割・影響の理解	情報モラル・情報セキュリティ		情報社会での情報技術の活用	情報社会での情報技術の働き	情報システムの種類、目的、役割や特性			
				情報化に伴う産業や国民生活の変化	情報化による社会への影響と課題				
	②情報モラル・情報セキュリティの理解		人の作った物を大切にすることや他者に伝えてはいけない情報があること	自分の情報や他人の情報の大切さ	情報に関する自分や他者の権利	情報に関する個人の権利とその重要性			
					通信ネットワーク上のルールやマナー	社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていること			
			コンピュータなどを利用するときの基本的なルール	生活の中で必要となる基本的な情報セキュリティ	情報を守るための方法	情報セキュリティの確保のための対策・対応			
					情報技術の悪用に関する危険性	仮想的な空間の保護・治安維持のための、サイバーセキュリティの重要性			
				情報の発信や情報をやりとりする場合の責任	発信した情報や情報社会での行動が及ぼす影響	情報社会における自分の責任や義務			
					情報メディアの利用による健康への影響	健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方			
思考力・判断力・表現力等	1 問題解決・探求における情報を活用する力	問題解決・探求における情報活用	プログラミング	体験や活動から疑問を持ち、解決の手順を見通したり分解して、どのような手順の組み合わせが必要か考えて実行する	収集した情報から課題を見つけ、解決に向けた活動を実現するために情報の活用の見通しを立て、実行する	問題を焦点化し、ゴールを明確にし、シミュレーションや試作等を行いながら問題解決のための情報活用の計画を立て、調整しながら実行する	問題の解決に向け、条件を踏まえて情報活用の計画を立て最適化し、解決に向けた計画を複数立案し、評価・改善しながら実行する		
				身近なところから課題に関する様々な情報を収集し、簡単な絵や図、表やグラフなどを用いて、情報を整理する	調査や資料等から情報を収集し、情報同士のつながりを見つけたり、観点を決めた簡単な表やグラフ等や習得した「考えるための技法」を用いて情報を整理する	目的に応じた情報メディアを選択し、調査や実験等を組み合わせながら情報収集し、目的に応じた表やグラフ、「考えるための技法」を適切に選択・活用し、情報を整理する	調査を設計し、情報メディアの特性を踏まえて、効果的に情報検索・検証し、目的や状況に応じて統計的に整理したり、「考えるための技法」を組み合わせで活用したりして整理する		
				情報の大体を捉え、分解・整理し、自分の言葉でまとめる	情報を抽象化するなどして全体的な特徴や要点を捉え、新たな考えや意味を見出す	情報の傾向と変化を捉え、類似点や規則性を見つけ他との転用や応用を意識しながら問題に対する解決策を考察する	目的に応じ、情報と情報技術を活用して、情報の傾向と変化を捉え、問題に対する多様な解決策を明らかにする		
				相手を意識し、わかりやすく表現する	表現方法を相手に合わせて選択し、相手や目的に応じ、自他の情報を組み合わせて適切に表現する	目的や意図に応じて複数の表現手段を組み合わせて表現し、聞き手とのやりとりを含めて効果的に表現する	目的や意図に応じて情報を統合して表現し、プレゼンテーション、Webページ、SNSなどやプログラミングによって表現・発信、創造する		
				問題解決における情報の大切さを意識しながら情報活用を振り返り、良さに気付くことができる	自らの情報の活用を振り返り、手順の組み合わせをどのように改善していけば良いのかを考える	情報及び情報技術の活用を振り返り、改善点を論理的に考える	情報及び情報技術の活用を効率化の視点から評価し、意図する活動を実現するために手順の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのかを論理的に考える		
		等	等	等					
	2 問題解決・探求における情報活用	情報活用	プログラミング	事象と関係する情報を見つけようとする	情報同士のつながりを見つけようとする	情報を構造的に理解しようとする	事象を情報とその結びつきの視点から捉えようとする		
				情報を複数の視点から捉えようとする	新たな視点を受け入れて検討しようとする	物事を批判的に考察しようとする	物事を批判的に考察し判断しようとする		
				問題解決における情報の大切さを意識して行動する	目的に応じて情報の活用の見通しを立てようとする	複数の視点を想定して計画しようとする	条件を踏まえて情報及び情報技術の活用の計画を立て、試行しようとする		
						情報を創造しようとする	情報及び情報技術を創造しようとする		
情報の活用を振り返り、良さをを見つけようとする				情報の活用を振り返り、改善点を見出そうとする	情報及び情報技術の活用を振り返り、効果や改善点を見出そうとする	情報及び情報技術の活用を効率化の視点から評価し改善しようとする			
学びに向かう力・人間性等	1 問題解決・探求における情報活用	情報活用	プログラミング	人の作った物を大切にし、他者に伝えてはいけない情報を守ろうとする	自分の情報や他人の情報の大切さを踏まえ、尊重しようとする	情報に関する自分や他者の権利があることを踏まえ、尊重しようとする	情報に関する個人の権利とその重要性を尊重しようとする		
				コンピュータなどを利用するときの基本的なルールを踏まえ、行動しようとする	情報の発信や情報をやりとりする場合にもルール・マナーがあることを踏まえ、行動しようとする	通信ネットワーク上のルールやマナーを踏まえ、行動しようとする	社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを踏まえ、行動しようとする		
					情報メディアの利用による健康への影響を踏まえ、行動しようとする	生活の中で必要となる情報セキュリティについて踏まえ、行動しようとする	情報セキュリティの確保のための対策・対応の必要性を踏まえ、行動しようとする		
							仮想的な空間の保護・治安維持のための、サイバーセキュリティの重要性を踏まえ、行動しようとする		
						発信した情報や情報社会での行動が及ぼす影響を踏まえ、行動しようとする	情報社会における自分の責任や義務を踏まえ、行動しようとする		
	2 情報モラル・情報セキュリティなどについての態度	情報モラル・情報セキュリティ	プログラミング			情報メディアの利用による健康への影響を踏まえ、行動しようとする	情報メディアの利用による健康への影響を踏まえ、適切に行動しようとする		
				情報や情報技術を適切に使おうとする	情報通信ネットワークを協力して使おうとする	情報通信ネットワークは共用のものであるという意識を持って行動しようとする	情報通信ネットワークの公共性を意識して行動しようとする		
					情報や情報技術を生活に活かそうとする	情報や情報技術をより良い生活や社会づくりに活かそうとする	情報や情報技術をより良い生活や持続可能な社会の構築に活かそうとする		

【用語の説明】

※1 「Society5.0」時代

サイバー空間（仮想空間）フィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会

※2 BYOD

「Bring Your Own Device」の略称。個人が所有するパソコン、タブレット端末、スマートフォン等の端末を職場や学校に持ち込み、活用すること。

※3 インクルーシブ教育

障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶことを通して、共生社会の実現に貢献しようという考え方で、2006年12月に国連総会で採択された障害者の権利に関する条約で示されたものであり、日本においても同条約の批准に向けて2011年8月に障害者基本法が改正され、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に受けられるよう配慮」を行うことが示された

※4 プログラミング的思考

自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどの様に改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力（文部科学省）

※5 端末管理ツール（MDM・モバイルデバイスマネジメント）

学校で利用するタブレット端末を一元管理し、遠隔操作やアプリケーション管理などの機能によって、各端末のセキュリティを強化するシステム

（参考）

令和2年度～ 小学校 iPadは、大塚商会の「たよれーるDMS（デバイスマネジメントサービス）」

中学校は、Googleの「Google管理コンソール」



発行：近江八幡市教育委員会事務局 教育総務課
〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地
電話 0748-36-5539 FAX 0748-32-3352
E-mail 040200@city.omihachiman.lg.jp